◎新潟県告示第363号

新潟県広報広聴規程(平成2年6月新潟県告示第1654号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から 実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(広報広聴委員会の組織)	(広報広聴委員会の組織)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 委員長は <u>知事政策局長</u> の職にある者を、副委員	2 委員長は <u>広報監</u> の職にある者を、副委員長は広
長は広報広聴課長の職にある者をもってこれに充	報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。
てる。	
3・4 (略)	3・4 (略)
(広報広聴事務の総合調整)	(広報広聴事務の総合調整)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 知事政策局長は、必要があると認めるときは、	2 広報監は、必要があると認めるときは、関係部
関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、	課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広
又は広報広聴事務について必要な事項を指示する	報広聴事務について必要な事項を指示することが
ことができる。	できる。